

各団体の代表者 殿

神奈川県労働局長  
(公印省略)

地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進について

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率につきましては、令和3年に58.3%と、前年より1.7ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である70%とは大きな乖離があります。（また、神奈川県における令和3年の年休取得率は60.0%と全国平均を若干上回っているところです。）

このため、神奈川県労働局では、年休の計画的付与制度の導入促進を図るとともに、10月の「年次有給休暇取得促進期間」や連続休暇の取得しやすい時季（夏季、年末年始及びゴールデンウィーク）に集中的な広報を行うなど、年休を積極的に取得する機運の醸成を図っているところです。

今般、地域が一体となって年休の取得促進に取り組んでいただくことを目的として、地域の特色を活かしたポスター及びリーフレット等を作成し、これらを用いた広報や労使への働きかけ等を行うこととしました。

つきましては、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下企業等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

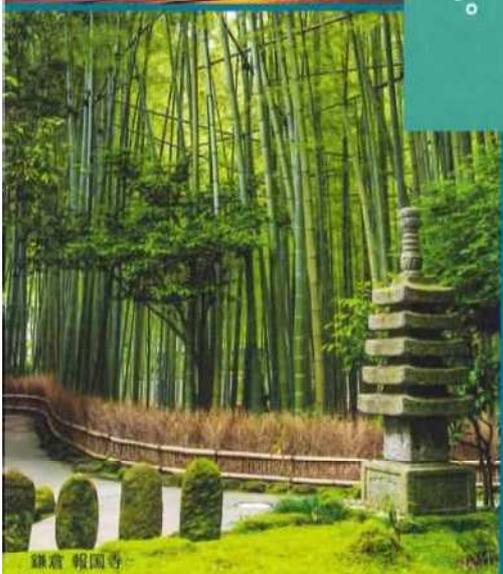
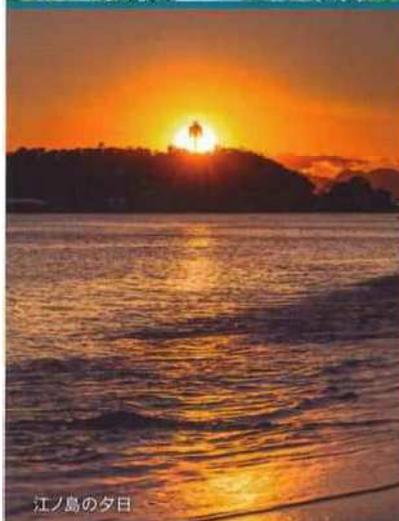
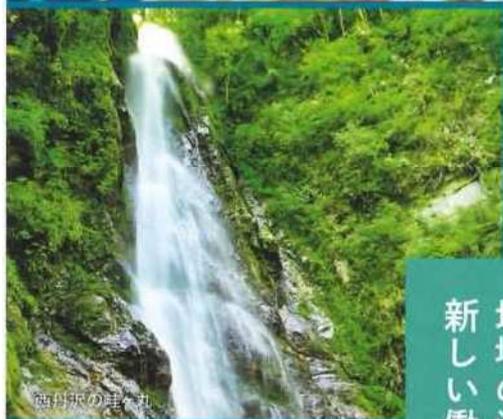
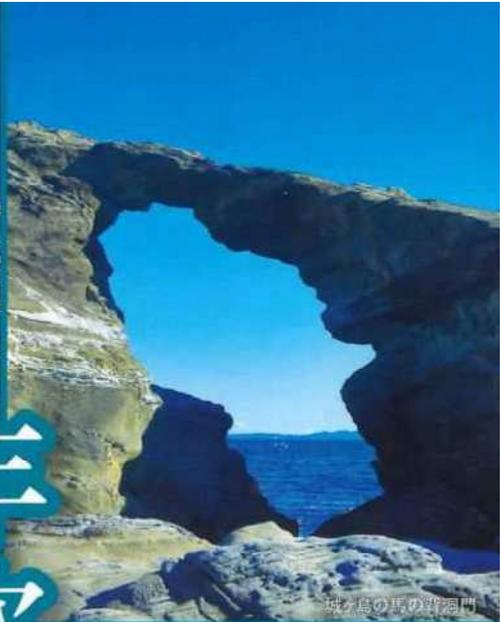
なお、リーフレットは、以下に掲載を予定しておりますので、会員向けホームページに関連付け等により周知いただく際に併せて御活用ください。

○働き方・休み方改善ポータルサイト

「地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進の取組」コンテンツ  
(都道府県毎)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/area/?torikumi=4>

担当：神奈川県労働局雇用環境・均等部 企画課  
TEL:045-211-7357



# 年次有給休暇を 活用して神奈川県 の魅力に触れよう

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、地域の活動に参加したり、新しい働き方・休み方をはじめましょう。



# 年次有給休暇を活用して 新しい暮らしを始めませんか！

Point  
1

日々の疲れをリフレッシュ！



箱根湯本



猿島

Point  
2

旬の味覚を満喫



生しらす丼



湘南ゴールド

Point  
3

季節のイベントを楽しむ



大山寺本堂前石段参道



正月の川崎大師

Point  
4

歴史や文化に触れる



小田原城



鶴岡八幡宮

## 年次有給休暇を取得し リフレッシュしましょう！

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の疲労を回復させ、仕事と生活の調和の実現にも資すると考えられています。年次有給休暇を取得することにより、私生活の充実や仕事へのモチベーションアップ、生産性の向上、優秀な人材の確保などが期待できることから、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

## 年次有給休暇の「計画的付与制度」を 活用しましょう！

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

### ① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

|               |              |
|---------------|--------------|
| 5日            | 5日           |
| 事業主が計画的に付与できる | 労働者が自由に取得できる |

|               |              |
|---------------|--------------|
| 15日           | 5日           |
| 事業主が計画的に付与できる | 労働者が自由に取得できる |

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

### ② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

| 方式      | 年次有給休暇の付与の方法   | 適した事業場、活用事例                          |
|---------|----------------|--------------------------------------|
| 一斉付与方式  | 全従業員に対して同一の日付与 | 製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用 |
| 交替制付与方式 | 班・グループ別に交替で付与  | 流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用  |
| 個人別付与方式 | 個人別に付与         | 年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定           |

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。